

身体拘束・虐待防止指針

社会福祉法人 陽光

(主旨)

第 1 条 施設における身体拘束・虐待予防に関する基本的考え方

身体拘束や虐待は、障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、身体拘束や虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。当施設では、当施設では、法人理念にのっとり、「良質な介護の提供」「最新の知識・技術の習得」に努め、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束廃止・虐待防止に向けた意識をもち、身体拘束・虐待をしないケアの実施に努めることとする。

(委員会組織について)

第 2 条 身体拘束・虐待防止のための委員会に関する事項について

身体拘束・虐待予防に関する審議機関として「身体拘束・虐待防止委員会」を設置する。身体拘束・虐待防止委員会は、各事業所より幅広い職種により構成する。また、各職種の役割を下記の通りとする。

(1) 委員会の構成

1. 施設長

身体拘束・虐待防止のための総括管理、委員会総括責任者

2. 事務長

身体拘束・虐待防止のための体制整備

3. 各部署主任

家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告。

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告

4. その他、施設長が任命するもの

(2) 身体拘束・虐待防止委員会の開催

委員会は概ね 3 か月に 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

ア 施設内における身体拘束・虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。

イ 身体拘束・虐待防止に関する情報の収集に関すること

ウ 施設内で報告のあった身体拘束・虐待事例の対応策や身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。

エ 身体拘束・虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること

オ 職員を対象とした身体拘束・虐待防止に関する研修の実施に関すること

カ その他、身体拘束・虐待防止発生予防のために必要な事項に関すること

キ 緊急時に必要とされるとき

(3) 高齢者虐待防止担当者について

高齢者虐待防止についての担当者を、身体拘束・虐待防止委員会委員長とする。

(職員研修についての基本方針)

第 3 条 身体拘束廃止・虐待防止のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束・虐待防止に向けて人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

①定期的な教育・研修（年2回）の実施

具体的プログラム内容

(身体拘束防止)

- 基本方針（運営基準）（権利擁護）
- 身体拘束がもたらす弊害
- 身体拘束の具体的行為
- 緊急やむを得ない場合（3原則）とその手続き等

(虐待防止)

- 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- 早期発見・事実確認と報告等の手順
- 発生した場合の改善策等

②新任者に対する身体拘束廃止・虐待防止のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

(平常時の対応)

第 4 条 身体拘束・虐待防止に関する基本方針

利用者に対する身体拘束を原則、廃止する。また、虐待に関しても利用者の人権を尊重しつつ、生活の中において常に拘束・虐待の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする。

2 事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束・虐待を行わない状態の実現を目指すため、拘束・虐待を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする。

3 生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合身体拘束を検討せざるを得ない場合には、身体拘束・虐待防止委員会（以下「委員会」という。）において協議を行い、極めて限定期に必要最小限度の手立てを検討するものとする。

(身体拘束、虐待発生時及びその後の対応・報告体制について)

第 5 条 身体拘束・虐待予防など発生時の対応に関する基本方針

身体拘束・虐待予防対策マニュアルに沿って、迅速に対応する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項について)

第 6 条 利用者又はご家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(身体拘束や虐待に係る苦情解決方法に関する事項について)

第 7 条 身体拘束や虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。

2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。

3 対応の流れは、各マニュアルに依るものとします。

4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者に対応を相談します。

(閲覧)

第 8 条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

(その他)

第 9 条 その他、身体拘束・虐待防止の推進の為に必要な基本方針

身体拘束・虐待予防対策マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行うとともに、社会福祉協議会や高齢者福祉協会等で提供される身体拘束防止・虐待防止の研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(附則)

1 本指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

2 本指針は、令和 6 年 4 月 1 日より改定し、施行する。